

# 医療法人の分割について

## ◎ 「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日 閣議決定）

### 第二 3つのアクションプラン

#### 二. 戦略市場創造プラン

##### テーマ1：国民の「健康寿命」の延伸

##### （3）新たに講ずべき具体的施策

##### i) 効率的で質の高いサービス提供体制の確立

#### ② 医療法人制度に関する規制の見直し

以下の事項について、年内に検討し、その結果に基づいて、制度的措置を速やかに講ずる。

##### ・ 医療法人の分割

会社法の会社分割と同様のスキームを医療法人について認める。

## ○医療法人の分割に関する論点

現行の医療法人では病院等の事業譲渡（売却等）を行うことは可能だが、分割については制度化されていない。

事業譲渡の場合、病院の廃止届出・新規の開設許可が必要となることや、債権者の個別の承諾が必要となる等、手続きが煩雑な部分があることから、今般、他の法人類型と合わせて、医療法人においても分割の制度を認めることとしてはどうか。

その際、分割制度の対象範囲としては、持分あり医療法人は既存の法人しか認めていないことから対象とせず、持分なし医療法人（社団・財団）について認めることとしてはどうか。

また、税制上の観点から社会医療法人・特定医療法人を対象外としてはどうか。

## ※株式会社における事業譲渡と分割の比較

	事業譲渡	分割
権利義務の承継	譲渡契約に基づき承継	新設分割計画・吸収分割契約の定めに従い承継
債権者保護	債権者の個別の承諾が <u>必要</u>	債権者の個別の承諾が <u>不要</u> (債権者異議手続あり)
雇用契約	労働者の個別の同意が <u>必要</u>	労働者の個別の同意が <u>不要</u> (承継) (労働者保護手続あり (労働契約承継法))
課税関係	事業譲渡は税法上課税対象	税法上の適格分割と認められれば、譲渡された資産の譲渡益に対して課税されない

# ○会社法と医療法の規定の比較

現行の会社法の合併・分割の規定と医療法の合併の規定から、医療法人の分割制度を導入する際には、以下の規定が必要と考えられるのではないか。

	会社法	医療法
合併	<p>〔法的効果関係〕 [新設合併・吸収合併]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○合併契約の締結</li> <li>○合併契約において定める事項</li> <li>○合併の効力の発生</li> </ul> <p>〔手続関係〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○合併契約に関する書面等の備置き・閲覧等</li> <li>○株式総会による承認</li> <li>○反対株主の株式買取請求・株式の価格の決定</li> <li>○新株予約権買取請求・新株予約権の価格の決定</li> <li>○債権者の異議</li> <li>○新設合併の株式会社設立の特則</li> <li>○登記</li> </ul>	<p>〔法的効果関係〕 [新設合併・吸収合併]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○社団：総社員の同意</li> <li>財団：理事の2/3以上の同意</li> <li>○都道府県知事の認可</li> <li>○権利義務の承継</li> </ul> <p>〔手続関係〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○財産目録、貸借対照表の作成</li> <li>○債権者の保護（公告・異議手続）</li> <li>○合併による医療法人の設立事務</li> <li>○登記</li> </ul>
分割	<p>〔法的効果関係〕 [新設分割・吸収分割]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新設分割計画の締結・吸収分割契約の作成</li> <li>○分割計画・分割契約において定める事項</li> <li>○分割の効力の発生</li> </ul> <p>〔手続関係〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○分割契約・計画等の書面等の備置き・閲覧等</li> <li>○株式総会による承認</li> <li>○反対株主の株式買取請求・株式の価格の決定</li> <li>○新株予約権買取請求・新株予約権の価格の決定</li> <li>○債権者の異議</li> <li>○新設分割の株式会社設立の特則</li> <li>○登記</li> </ul>	<p>〔法的効果関係〕 [新設分割・吸収分割]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○社団：総社員の同意</li> <li>財団：理事の2/3以上の同意</li> <li>○都道府県知事の認可</li> <li>○権利義務の承継</li> </ul> <p>〔手続関係〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○財産目録、貸借対照表の作成</li> <li>○債権者の保護（公告・異議手続）</li> <li>○登記</li> </ul>

## ◎ 「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日 閣議決定）

### 第二 3つのアクションプラン

#### 二. 戦略市場創造プラン

テーマ4－①:世界に冠たる高品質な農林水産物・食品を生み出す豊かな農山漁村社会

#### (3) 新たに講ずべき具体的施策

i) 効率的で質の高いサービス提供体制の確立

#### ② 農業委員会・農業生産法人・農業協同組合の一体的改革

下記の事項等の改革を「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)に沿って実施する。

ウ) 農業協同組合の見直し

(略)

さらに、単協・連合会組織の分割や株式会社、生協等への転換ができるようにする。

## ◎ 規制改革実施計画（平成26年6月24日 閣議決定）

事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
組織形態の弾力化	単協・連合会組織の分割・再編や株式会社、生協、社会医療法人、社団法人等への転換ができるようにするための必要な法律上の措置を講じる。 (略)	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す。 (略)	農林水産省 金融庁

◎ 社会福祉法人制度の在り方について  
(社会福祉法人の在り方等に関する検討会 平成26年7月4日)

第5部 社会福祉法人制度見直しにおける論点

3. 法人の規模拡大・協働化

(2) 当検討会の意見

ア 規模拡大のための組織体制の整備

(分割の手続の検討)

- 組織再編の手段として、事業の安定性・効率性に十分配慮した上で、分割の手続を検討すべきである。  
なお、分割については、理事長の職の世襲や理事等の役職の安易な増加につながることはないよう、要件や手続を慎重に検討すべきである。